

令和元年12月16日

更新認定事業所の皆様へ

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関
公益社団法人全日本トラック協会
適正化事業部

2019年度安全性評価事業に係る評価結果通知書の一部有効期間の記載誤りについて
<お詫び>

この度、2019年度貨物自動車運送事業安全性評価事業として令和元年12月13日付けにて評価結果通知書を送付したところですが、2回目更新以降の認定事業所において、評価結果通知書の有効期間年数に誤りがあることが判明いたしました（「安全性優良事業所認定証」の有効期間は正しく記載されています）。

当該認定事業所の皆様には混乱を招き、ご迷惑をお掛けしておりますこと、深くお詫び申し上げます。

なお、評価結果通知書につきまして、有効期間年数の記載に誤りがありますが、有効期間年数は、以下の正誤表の通り、正確に管理されております。

1. 誤りが確認されている対象事業所（認定証番号）※下線は当該番号

1990000 (2) 1990000 (3)
1990000 (4) 1990000 (5)

2. 正誤表（評価結果通知書）

【誤】2020年1月1日から2023年12月31日までの3年間

【正】2020年1月1日から2023年12月31日までの4年間

<記載誤りの箇所（注2の網掛け部分）>

【評価結果】更新申請A方式		
評価項目(配点)	点数	認定基準点数
I. 安全性に対する法令の遵守状況 (配点40点)	40点	32点以上
II. 事故や違反の状況 (配点40点)	40点	21点以上
III. 安全性に対する取組の積極性 (配点20点)	18点	12点以上
合計	98点	80点以上

(注)
1: 認定事業所については、安全性優良事業所認定証を授与するとともに、安全性優良事業所を表示するマーク及びステッカーの使用を許可します。
2: 認定の有効期間は、2020年1月1日から2023年12月31日までの3年間とします。

■本件に関するお問い合わせ先

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関
公益社団法人全日本トラック協会 適正化事業部
TEL: 03-3354-1067